

今月のテーマ

【速報】＜働き方改革関連法＞政省令案のポイント

7月23日から8月21日にかけて、パブリックコメントとして働き方改革関連法の政省令案に係る意見募集が行われました。本政省令は9月上旬に公布、2019年4月1日に施行されることが予定されていますが、今月号では、政省令案の中でも実務に直結する3つの内容を取り上げてご紹介します。

【労働基準法施行規則】

●その1 労働条件通知書のメール交付が可能となります

労働基準法15条に基づいて労働条件の明示を行うにあたっては、これまで通り書面の交付による方法が原則となりますが、労働者が希望する場合には、①ファクシミリによる方法、②電子メール等による方法、の2つが認められることとなります。ただし、電子メール等による方法においても、交付を受けた労働者が出力して書面作成が可能なものに限るとされています。

●その2 三六協定に新たな協定事項が追加されます

三六協定の様式変更に伴い、特別条項を締結する場合の新たな協定事項として「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」が追加されます。具体的には、①医師による面接指導の実施、②1ヵ月あたりの深夜

業の回数制限、③終業から始業までの一定の休息時間の確保、④代償休日または特別休暇の付与、⑤健康診断の実施、⑥まとまった日数の連続した年休取得の促進、⑦健康問題に関する相談窓口の設置、⑧適切な部署への配置転換、⑨産業医等による助言指導を受け、または労働者に保健指導を受けさせること、⑩その他、の中から実施する措置を選択し、具体的な内容について協定届に記載することが求められます。

【労働安全衛生規則】

●その3 長時間労働者の面接指導の要件が引き下げられます

現行法では、時間外労働および休日労働の時間が1ヵ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師の面接指導を行わなければならないとされていますが、政省令案では、対象者の基準が100時間から「80時間」に改定されます。

<セミナーのご案内> 働き方改革関連法および政省令の詳細は、本年9月26日（水）開催予定の「働き方改革関連法解説セミナー」にて解説いたします。ぜひご参加下さい。

2018年度最低賃金額の答申状況

厚生労働省は、2018年度の地域別最低賃金額改定に関する地方最低賃金審議会の答申状況を公表しました。

今後、最低賃金の全国平均1,000円達成に向けて最低賃金が毎年上昇していくと、新入社員や下位者の月給額の時間単価が最低賃金を割ることも考えられ、賃金制度の見直しや給与改定などの抜本的な対応が必要となる場合もありますのでご留意ください。

主要都道府県	金額（円）	主要都道府県	金額（円）
北海道	835	愛知県	898
宮城県	798	京都府	882
埼玉県	898	大阪府	936
千葉県	895	兵庫県	871
東京都	985	岡山県	807
神奈川県	983	広島県	844
新潟県	803	福岡県	814
静岡県	858	熊本県	762

※答申された改定額は10月1日から順次発効される予定です。

36協定の新様式が公表されました

「今月のテーマ」、「コラム」でも触れた通り、働き方改革関連法が成立し、時間外労働の上限規制については来年4月から（中小企業は再来年4月から）施行されますが、それと同時に各企業が毎年労働基準監督署に提出している「時間外労働・休日労働に関する協定届（以下、「36協定」）」の様式が変更されます。

厚生労働省は、このたび36協定の新様式案を公表しました。新様式案では、これまで協定届の余白に記入していた特別条項に係る様式が新たに作成され、法施行後に特別条項を設ける場合には、通常の協定届と特別条項用の協定届の2枚を届け出ることとなります。また特別条項を定める場合には、臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合を具体的に記入することとされており、「業務の都合上必要である場合」や「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働に繋がりがかねない理由の記入は認められないとしています。

「厚生労働省：時間外労働・休日労働に関する協定届 新様式案」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000348462.pdf>

【連載コラム】働き方改革関連法②

時間外労働・休日労働の上限が法律で明確に

働き方改革関連法の改正事項の中でも、最も注目度の高いものの一つである時間外労働の上限規制について、36協定を締結する場合の時間外労働と休日労働の上限時間が法律に明記されることとなりました（下表参照）。

①	原則的な時間外労働の上限時間	1ヵ月	45時間
		1年	360時間
②	特別条項を締結した場合の時間外労働の上限規制	1ヵ月	100時間未満 ※休日労働時間含む
		1年	720時間以下
③	①②共通の時間外労働の上限規制	1ヵ月	100時間未満 ※休日労働時間含む
		2～6ヵ月平均	80時間以下 ※休日労働時間含む

※施行日：2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）

労働基準監督署調査結果

厚生労働省は、2017年度において、時間外・休日労働が月80時間を超える事業場や、長時間労働等による過労死に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施した、労働基準監督署による監督指導の結果を、以下の通り公表しました。

- ①監督指導の実施事業場：25,676事業場
このうち、18,061事業場（70.3%）で関係法令違反あり。
- ②上記のうち、是正勧告書が交付された事業場数と主な内容
 - ・違法な時間外労働があった：11,592事業場（45.1%）
 - ・うち、月80時間を超えるもの：8,592事業場
 - ・うち、月100時間を超えるもの：5,960事業場
 - ・うち、月200時間を超えるもの：264事業場
 - ・賃金不払残業があった：1,868事業場（7.3%）
 - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施：2,773事業場（10.8%）

なお、長時間労働の是正に向けた監督指導は、今後も積極的にかつ厳格に行われることが予想されます。